

長崎県における処遇改善等加算（区分3） に係る研修修了要件取扱要領

令和6年9月27日
一部改正 令和7年8月20日
一部改正 令和8年4月1日

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」（令和7年9月16日付けこ成基202、7初幼教第4号。以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、県における取扱いを定めるものとする。

ただし、中核市において取扱いを定めている場合は、その取扱いを適用する。

保育所及び地域型保育事業所

1 処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件に該当する研修

※平成29年4月1日以降に修了した研修を対象とする

- (1) 保育士等キャリアアップ研修（長崎県から指定を受けた機関は県ホームページで公表）
- (2) 免許状更新講習

2 保育士等キャリアアップ研修

- (1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別 リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須 ^{※1}	△ ^{※2}	△ ^{※2}
保育実践		△ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}

※1 マネジメントを処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ（必須）。

※2 令和元年度までに実施された保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修及び保育実践研修については、専門別分野研修の一つとして取り扱うことが可能。この取扱いにより加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講することが望ましい。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講歴一覧
- ・加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し（都道府県または都道府県が指定した研修実施機関が発行したもの。ただし、過年度の処遇改善等加算（区分3）の申請時に県に提出済の場合は添付の省略が可能。）

3 免許状更新講習について

(1) 免許状更新講習の扱い

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に、以下の①または②に該当することが確認できる者については、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を修了したものとみなす。

- ①15時間以上の免許状更新講習を履修していること。
- ②「更新講習修了確認証明書」を所有していること。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講歴一覧
- ・加算対象職員にかかる下記①または②の書類（ただし、過年度の処遇改善等加算（区分3）の申請時に県に提出済の場合は添付の省略が可能。）

①の場合

→大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し

②の場合

→上記3（1）②の更新講習修了確認証明書の写し

幼稚園・認定こども園

1 処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件に該当する研修

※平成29年4月1日以降に修了した研修を対象とする

- ①都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修
- ②県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体が実施する研修
- ③大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許法認定講習開設者）が実施する研修
- ④免許状更新講習開設者が実施する幼稚園旧免許状更新講習
- ⑤保育士等キャリアアップ研修（県から指定を受けた機関は県ホームページで公表）
- ⑥その他県が適当と認める者が実施する研修

2 対象者及び修了すべき研修時間

研修分野	中核リーダー・ 副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60 時間以上	60 時間以上	15 時間以上
マネジメント分野の研修※1	15 時間以上 必須	△※2	△※3

※1 マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営・教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修を言う。

※2 ⑤保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修については、令和3年度末までに修了していたものに限り対象。

※3 ⑤保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修については、令和元年度末までに修了していたものに限り対象。この取扱いにより加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上修了することが望ましい。

3 「1 ①都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修、③大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許法認定講習開設者）が実施する研修

処遇改善等加算（区分3）の申請にかかる審査において、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所保育指針（幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領）を踏まえた、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであると認められる場合（県が審査時に個別に判断）に対象とする。

4 「1 ②県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体、⑥その他県が適当と認める者」の申請手続き

別添様式「処遇改善等加算（区分3）に係る研修の実施主体認定申請書」により県に申請し、認定を受ける。

5 幼稚園旧免許状更新講習・免許法認定講習の扱い

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(1) 幼稚園旧免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」	書面記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」	30 時間

(2) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×講習時間

6 保育士等キャリアアップ研修の扱い

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証の写し（都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関が発行したもの）	15 時間／分野

※令和2年度以降に修了した「保育実践」分野を除く。

7 研修修了要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修修了歴一覧
- ・加算対象職員の研修修了を証明する書類の写し（「研修修了一覧」記載の時間数が確認できるもの。ただし、過年度の処遇改善等加算（区分3）の申請時に県に提出済の場合は添付の省略が可能。）

（証明する書類の例）

- ・管理簿

※例：「研修ハンドブック」（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修）

「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」（全国保育士会編）

「研修受講履歴一覧」（県作成の参考様式）

- ・大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」
- ・大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・保育士等キャリアアップ研修の研修修了証
- ・上記の他、受講時間・受講内容がわかるもの 及び 修了したことがわかるもの(受講後アンケートやレポート、決定通知(決定のお知らせメールなど))※両方必要